

京都市建築基準法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第71号

京都市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

第1条 京都市建築基準法施行細則の一部を次のように改正する。

第9条第1項第2号中「法第55条第3項各号」を「法第55条第3項若しくは第4項各号」に改め、「第56条の2第1項ただし書」の右に「、第58条第2項」を加え、同項第4号中「第44条第1項第3号」の右に「、第52条第6項第3号」を加え、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、同項各号に掲げる図書で添付させる必要がないと認めるものを省略させることができる。

第10条第1項第1号中「又は」を「、」に改め、「」第4条第3項」の右に「又は京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）産業集積特別工業地区建築条例（以下「産業集積特別工業地区条例」という。）第4条ただし書」を加え、同条第2項中「前条第2項」の右に「及び第3項」を加える。

第32条中「文化芸術地区条例」の右に「、産業集積特別工業地区条例」を加える。

第2条 京都市建築基準法施行細則の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号中「又は」を「、」に改め、「「産業集積特別工業地区条例」という。）第4条ただし書」の右に「又は京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）外環状線等沿道特別用途地区建築条例（以下「外環沿道地区条例」という。）第4条第2項ただし書」を加える。

第32条中「産業集積特別工業地区条例」の右に「、外環沿道地区条例」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第9条及び第10条第2項の改正規定並びに次項の規定 令和5年

4月1日

(2) 第1条（前号に掲げる改正規定を除く。）の規定 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）特別用途地区（産業集積特別工業地区）に係る都市計画の決定の告示があった日

(3) 第2条の規定 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）特別用途地区（外環状線等沿道特別用途地区）に係る都市計画の決定の告示があった日
(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市建築基準法施行細則第9条第3項及び第10条第2項の規定は、この規則の施行の日以後に行われる申請について適用し、同日前に行われた申請については、なお従前の例による。

(都市計画局建築指導部建築指導課)